



平成23年11月18日

各 位

会社名 株式会社 ライトオン
代表者名 代表取締役社長 横内 達治
(コード番号 7445 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 三浦 憲之
(TEL: 029-858-0321)

ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容に関するお知らせ

当社は、平成23年11月18日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定ならびに平成23年11月18日開催の当社第32回定時株主総会の決議に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の数 1,000 個
2. 新株予約権の割当を受ける対象者およびその人数ならびに割当てる新株予約権の数
新株予約権の割当を受ける対象者およびその人数ならびに割当てる数は、以下のとおりとする。

割当を受ける対象者	人数	割当数
従業員	8名	1,000 個

3. 新株予約権を割当てる日
新株予約権の割当日は、平成23年11月24日とする。
4. 新株予約権と引換えに払込む金額
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。
5. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は、当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は100,000株とする。但し、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率
また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とする。

但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式無償割当又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（単元未満株式売渡請求権および新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株あたり処分金額」に読み替えるものとする。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月25日から平成30年11月22日までとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という）の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の取得事由及び条件

- ①当社は、新株予約権者が 13. の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ②当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ③新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

11. 端数がある場合の取扱い

端数の切り捨て新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

12. 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

13. 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者は、当該新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は社員であることを要する。
- ②新株予約権者の相続人による当該新株予約権の行使は認められない。
- ③新株予約権者が行使できる当該新株予約権の行使単位は 1 個とする。
- ④その他の新株予約権の行使条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 23 年 9 月 26 日
- (2) 定時株主総会の決議日 平成 23 年 11 月 18 日

以 上